

内検と毛見・内見・検見

渡邊忠司

はじめに

近世の年貢徴収仕法（徴租法）は徳川將軍直轄領（以下、直轄領）を中心に検見法（検見制）と定免法（定免制）があり、諸大名領でもこれらに準じた検見や定免が用いられていた。特に近世の検見制は、領主の検見とそれに先立つ百姓の検見つまり「内見」を一体化した年貢算定、租率と年貢高確定の仕法である。年々の作柄判定は、石高制と米納年貢を基本とする近年貢制度にあって避けて通れない領主・百姓双方の了解事項でもあり、重大な関心事であった^①。

近世徴租法としての検見制の起点は関白秀吉が天正

内検と毛見・内見・検見

一四年（一五八六）正月一五日に発令した「定」にある。これは豊臣政權が中世の「慣例」から六角氏式目の徴収方法と損免規定、それを踏まえた織田政權の損免政策を引き継いで一般化した法令であるとも評価されている^②。この法令で、近世の検見は給人・百姓相對による毛見・坪刈（坪苜）・升つきによる有刈（米）の確認という仕法と、二対一での配分比が規定された^③。しかし、近世検見制が中世の「慣例」から相對立毛検見への繼承へという観点から体系的に考察されたことはほとんどない。言い換えれば、近世検見制がその成立過程について中世から近世初頭を対象として考究されたことはなかった。これは徴租法（また貢租）研

究の分野における中世と近世の断絶という状況の現れでもあるが、これまで現状を克服する研究が出ていないことにもよっている。もちろんその大きな要因は、近世の年貢・諸役の研究自体が多くなかったからであろう。⁽⁴⁾

本稿は、直接的には貢租研究分野の中世・近世の断絶や近世の研究状況を全面的に克服しようとするものではないが、その前提として中世の内検と近世の毛見・内見・検見の用語および語義の整理を目的としている。もちろん、内検や毛見・内見・検見については、後にみるように、すでにいくつかの辞典類で規定や解説がなされている。しかしそれらが用語や語義の規定・解釈で一致しているとは限らないし、個々に立項されて解説されているわけでもない。例えば『国史大辞典』では「毛見」「検見」が独立の項目として設定されており、古代・中世それぞれの区分もない。同辞典では、これらの解説は「内検」の項目に含まれている。そこでは「内検」は近世の「内検」を取り上げて解説しており、中世の「内検」の解説はない。⁽⁵⁾

そこで、本稿では、近世検見制の成立過程を探るてがかりとして内検・毛見・検見など近世検見制の検討に不可欠な用語・語義について、中世内検の事例を中世史料で確かめながら、辞典類と近世地方書・農書などの解説を基礎に整理しておきたい。

一 近世の毛見・内見・検見と中世の内検―用語の整理

(一) 近世の検見

豊臣政権以来、近世の検見制は毛見と内見・検見を仕法として一体化した徴租法となった。これらは一様に作柄の見分けと表現され、ほぼ同じ内容と考えられているが、厳密にはそれぞれ内容を異にする。これらについてはすでに検討したことがあるが、改めて地方書によって当時の概念を確かめておきたい。

第一には、毛見と検見の区別である。検見は、近世中後期の地方書では毛見・坪刈をして有米(有粃)を確認する仕法として規定される。例えば享保年中(一

七二六一三六)に代官辻六郎左衛門が幕府勘定所に書き上げた「辻六郎左衛門上書」では毛見と検見を明解に区分し、それらが同じ「検見」と表記された理由は作柄を見出すことにあるという点と、同じ表記ながら仕法が相違している点を簡潔に指摘している⁷⁾。

田畑の立毛を見いたし候を毛見と申候、検見共書申候、検見と書候儀者、立毛計を見分仕候にあらざ、田畑の作毛は不及申、村方百姓の家居村と盛衰万事考へ見る事も申候、觀察に心得有之を検見と申候、

これによると、作柄を見分ける方法が毛見・検見であり、そのうち検見は立毛ばかりを見分けるのではなく、それ以外の百姓や家柄、村の概況を考慮し、それを含ませながら作柄を見分ける方法として解説されている。これに対し、毛見はこの解説から「立毛」だけを見分ける方法であつたことがわかる。この点は寛政六年(一七九四)ごろの成立とされる『地方凡例録』の解説でも同じである。同書でも毛見と検見を区別したうえで、毛見は「立毛の善悪」を見分ける方法であ

り、検見は「田方立毛見分の上、坪刈を致し、稲の豊凶に従い租税を極めること」と規定している⁸⁾。毛見・検見に基づいて当該年の年貢を徴収する方法が検見制であつた。

第二に、両書ともに指摘しているように、毛見と検見の相違が「坪刈」の有無にあつたことである。「辻六郎左衛門上書」では、「田老歩の稲を刈、如何程有之候と試申候を、坪刈、歩刈、春法、粃摺等と申候」と、田一步の稲を刈つて実収量を確かめる仕法と解説している。また『地方凡例録』では、検見には坪刈が必須条件であるとして、その施行手順について詳細に解説している¹⁰⁾。この点は文政期(一八一八〜一八三〇)の「経國本義」でも同様に記されている¹¹⁾。

田畑夏秋ノ立毛ヲ見テ坪刈春法シ、其合毛ヲ試テ年ノ豊凶ヲ知り、税法ヲ定テ民ノ農不農ヲ知り、賞罰ヲ正シク為スヲ検見ノ要法トス、徒ニ立毛ノ多少過不足ヲ知ルノミニ非ズ、

いずれも毛見は検見とも書く⁹⁾と指摘しているが、厳密に概念を区別すれば、毛見とは立毛つまり作物が生

育したままの状態で作況の善悪を見分けることであり、観察による作柄判定である。秀吉政権はこれに「舛つき」の仕法を組み込ませ、検見を規定した。「舛つき」とは「舛稲」（ますづき）であり、実際に脱穀して米量を確認して田租の割合を決めることを意味する。¹²

「舛づき」は検地田方等級との比較が必要であり、そのために田方上中下について各筆ごとに実際に刈り取って脱穀し、収量を確認しなければならない。まさに「辻六郎左衛門上書」が指摘する坪刈・歩刈・春法・籾摺である。これを含んだ作柄査検の方式が検見であり、近世の検見である。

第三に、秀吉政権の先見性は租税決定の仕法を検見制とし、作柄査定に「舛つき」を含ませることを領主側と百姓・村間の了解事項として取り込んだ点にあつたとみなければならぬ。これが毛見と一体化させた「坪苧」（坪刈）を付随する近世検見制であつた。

近世の検見制は、たしかに豊臣政権の毛見・「舛つき」（坪刈と収量の確認）という検見仕法の規定を前提にして一般化した。地方書では『地方凡例録』や

「辻六郎左衛門上書」などのように、検見が「立毛の善悪を見分る許りの」毛見と村柄の善悪・民力などを考慮に容れて、坪刈による実収の確認を踏まえて取箇（租税比率）を決める仕法であると規定されるようになる。¹³

検見ト云ハ立毛の豊凶を見定ることハ云に及ばず、村柄の善悪、民力の強弱、其外諸事視・察・観の三を以取箇を極るに付検見と云、

「辻六郎左衛門上書」や『地方凡例録』に限らず、検見制が毛見を内包した検見として規定され、必ず坪刈・春法を必須としていた。これは近世後期の地方書においても繰り返し確認されており、天保六年（一八三五）に刊行された『算法地方大成』においても同様の解説となつてゐる。¹⁴

検見ハ其年の取箇を極る事ゆゑ容易の事にあらず、当毛一ト通り見分の上杯にて其地相応の取箇にハ届きかたし、尤百姓の難儀もいとハす取増ことハ安きことなれど取増ときハ村方も困究し、領主地頭の為にも宜しからず、依て中央を見極取箇を付

へし、取箇ハ坪刈粃の多少を以て極む、坪刈強きハ無筋取箇増、弱きハ無謂百姓の甘になる、仍て出来方の粃数と根取十ヶ年十四五ヶ年以來の取箇并土地善悪村方盛衰等巨細に考へ合せ、中央の取箇を定むべし、

ここでも土地相応の取箇は「当毛一ト通り見分の上」だけでは容易に付けられないので、坪刈の粃の多少によつて決めるべきであると強調している。それに土地の善悪・村方の盛衰などを考慮した「中央を見極めた」偏りのない取箇の決定が強調されている。ここにも坪刈が取箇決定の基礎であり、その有無が毛見と検見の概念的な相違の根拠であつたことが示されている。坪刈の強弱、領主・百姓双方の利益になるような適正な坪刈が求められていたといえよう。

第四に、領主の検見実施以前に百姓・村方での検見つまり内見を行い、内見帳の作成・提出を義務づけたことである。内見は領主側の検見仕法で行われる百姓・村の検見である。毛見・坪刈・有米の確認を百姓・村方が領主の検見実施の前に行う、百姓の検見を

意味する。たとえば『地方凡例録』には、領主の検見が村方での内見帳の仕立てと差し出しを前提としていたことが記され、内見が近世検見仕法の一環となつていた。¹⁶⁾

検見以前に村役人地主立会、悉く見分いたし不同なきやう有体に内見帳を仕立、役所へ差出させ篇と算を入れて相改む、尤も役所より遠村の分は、前夜泊り村へ持参いたすべき旨を申触、取寄て相改むべし、村方耕地絵図も内見帳と一同に差出すべし、

ここには、領主側の検見以前に百姓・村方による作毛の見分け、つまり内見と内見帳の作成・提出が義務づけられ、それに基づいた検見の実施を確認している。役所から遠い村には、内見帳に加えて村絵図の差し出しも求められている。このあと領主の検見があり、免状(定)の下付がある。

この点は、近世の庄屋文書・村方文書を概観すると、例外なく内見帳・検見帳はもちろん坪刈帳・毛揃帳が残存していることでも確かめられる。

毛見・坪刈は近世を通じて年々の租税決定の必須仕法であり、検見として一体の仕法となったことが近世検見制仕法の特質であつた。またこれらとともに、検見制仕法が内見を前提とすることも領主・百姓相互の共通認識であつたといえよう。近世検見制が毛見・坪刈と内見を一体化した徴租法となつた点からみても、豊臣政権による天正一四年正月・三月の法令は近世検見制の規定に画期的な意義を持ち、近世徴租法の基点となつている。

(二) 中世の内検

毛見・検見という用語は中世でも用いられているが、臨時の検注との区別、また近世の毛見・検見との概念的な区別など意識的に考慮されたことはなかつたようである。ここでは近世検見の前提としての中世内検という観点から、事例に基づきながら確かめておきたい。まず『国史大辞典』の規定をみよう。内検は「検注」の項目で解説されている。¹⁶⁾

莊園領主は莊民から年貢・公事を適切に収取する

ために、検注使を現地に派遣して、莊内の田畠面積・河川山野の状態、耕作状況、年貢の徴収基準などを綿密に調査させた。これを一般に検注または実検・検見などと呼んでいる。この検注のうち、領主が莊園からの年貢・公事収取の目安をたてるため、一定の年限をおき、あるいは下地中分のと きなどに、一莊全体にわたり実施されるものを正検または大検注と呼んだ。正検が実施された莊園では、近世の定免制のように年々の豊凶にかかわらず年貢・公事が次の正検まで一定していた。しかし、旱水風霜や害虫による田畠の被害はしばしばあつたから、そのような場合には、莊民が被害地の年貢免除を求めて調査を乞うのが常であり、こうした必要に応じて領主が実施する検注を内検と呼んだ。古代の覆検、近世の検見制に相当する。内検は被害状況を調べて、適切な年貢とするのが目的であり、したがって必要に応じてしばしば行われ、ときには毎年実施されることもあつた。

ここでは、第一点に、中世の内検とは「臨時の検

注」を指し、検注とは区別された概念・用語であった。検注は実検・検見とも呼ばれ、荘園領主が検注使を派遣して行う荘園内の土地調査、年貢・公事収納基準の調査であった。これが一荘全体に定期的に実施された場合には正検・大検注と呼ばれ、年貢・公事収取は次の正検まで固定されることになる。¹⁷⁾

検注は田畠面積と所持者の把握が主目的であり、検注目録には田畑の面積・名請人・耕作人および斗代が記される。検注の結果は田畠総目録や、名ごとに集計した名寄帳にも示されるが、いづれも耕地が字地・面積・所持者ごとに整理されている。明徳五年（一三九四）六月二六日付けの紀伊国隅田八幡宮領隅田荘の「隅田庄中筋畠帳総目録」では、畠の目録が隅田分・政所分にわけて記載されている。隅田分の一部を掲げる。¹⁸⁾

カワセ
山田
半

作與次

タニカイト
一反半

作道音

(下略)

目録には、この形式で隅田分の六町一反百分（歩）、政所分の六町一反四〇歩が集計され、畠一筆ごとに字地・反別・耕作人の順序で記されている。近世の土地台帳からみれば、分米の記載がないだけで検地帳と同じ形式である。

また名寄帳では名所持者ごとに田畠の反別と分米が記載されている。正平一二年（北朝延文二年、一三五七）五月の東寺領山城上久世庄「百姓名々寄帳」では五二人の耕地反別と分米および年貢額などが記されている。その冒頭部分を掲げる。¹⁹⁾

目安

上久世庄 百姓名々寄帳

合毎年 式百式拾肆石肆斗参升伍合伍夕

一左近入道善阿 公事八日 田地壹町参段玖拾歩内

宗方一段

分米五斗

本名参斗肆升代陸段玖拾歩 分米式石壹斗式升伍

合伍夕

合

隅田庄中筋畠帳惣目録

隅田分

垣内

一反半

作四郎二郎

森上

一反内

小作與次
大作法師

カチャカイト

作山田殿南

カフセ山田殿南

作與次

内検と毛見・内見・検見

同名肆斗壹升代壹段

分米肆斗壹升孫太郎入道跡

同名肆段以佃為平田之間
高斗代

分米壹石漆斗竹夜又太郎跡

同名新田小

分米陸升陸合漆夕

正賢名佃式反

分米壹石陸斗覺阿跡何本

已上陸石七斗九升式合式夕

六石四斗二合二夕後書直乍見口

草錢大月分百肆拾漆文 小月分百卅玖文 職事錢

陸拾文 茄子錢參拾肆文 佛事錢百卅文

藁百拾壹束

(下略)

久世庄の年貢は毎年二二四石四斗三升五合五夕であ

ったが、そのうち善阿は一町三反九〇歩の田地と六石

七斗九升二合二夕の年貢米、それに草錢・職事錢・茄

子錢・佛事錢および藁束を納入していた。善阿の耕地

の所在名と反別・分米が記されているが、他の五一人

も同様に負担年貢米・錢などが書き上げられている。

この記載形式と役割は近世にも引き継がれている。²⁰⁾

同様に検見目録も耕地調査の結果を示している。明

徳三年(一三九二)二月一八日付けの筑前国下座郡

の「検見目録事」には、東寺領の一〇カ所の名ごとの反別と分米が記される。その一部を掲げる。²¹⁾

明徳三年壬申検見目録事

一所 吉本名 十八丁二反大現作七丁

一所 吉本名 十八丁二反大現作七丁

一所 来飯名 十九丁現作二丁二反

一所 来飯名 十九丁現作二丁二反

一所 酒井名 十丁一反半

一所 酒井名 十丁一反半

以上都合

米五石七斗

この年吉本名では一八丁二反大のうち「現作七丁」

とあるように、この検見も検注の結果を受けた田畠の

耕作現況の調査で、当該年の作柄調査ではなかった。

これによつて年貢納入反別が七丁、分米三石八斗が確

かめられたのである。七丁は反別総計の約三三割に相

当する。田の名も同様に、反別総計と現作反別が書き

上げられている。²²⁾

中世の検注目録や名寄帳は検注の結果を示す土地台

帳・年貢台帳であり、年々の作柄調査を示すものではない。検注が実検・検見と呼ばれたとしても、近世の検見ではなく検地に相当する土地調査であり、直接には年々の作柄調査と年貢額の決定方法ではなかつた。近世の検見とは大きく異なつた概念であつたことを改めて確認しておきたい。

第二に、内検は早損・水損、凶作など損耗年次に、名主・百姓・耕作人らから本所（莊園領主）に作柄調査を要求し、実施された。文安元年（一四四四）一〇月、東寺領丹波大山庄の地下人らは損亡と作物の不作を訴え、損免高の要求も明記して公文所宛に申し状を差し出し、内検を求めた。一〇月一四日と二四日付けの「丹波大山莊地下人申状」がそれである。この年大山莊は不作で、冒頭に「次西田井之事、更々一粒候ハす候」とあり、東寺領大山莊一井谷百姓申状とともに出された。一〇月一四日の申状を掲げる。

畏申入候

抑及度々申上候損亡之事、当年事ハ、木竹までも日焼損候間、まして作物事ハ散々事于て候、先立

御代官下向候て、被及御覽候于、損亡三分二損下給候へと歎申候へ共、無御承引御座候、所詮、御百姓も堅申候へハ、御意于も違候之間、半損と申候ハんすれ共、少ハ弁于も可仕候、三分一損ハ給候ハてハ不可叶候、な于と御意于違候共、三分一損分をハさた申ましく候、是ハ佛物御事于て候之間、抜群于御百姓之弁ニ成候へ共、如此申候、此分御ふちあるへく候、尚々御不審候者、誓文于て申上候、日本國大小神祇、別鎮守大師八幡可御罰蒙候、更々奸曲不申候、

いも谷大夫（花押）

十月十四日

政所道 幸（花押）

奥 兵 衛（花押）

公文所殿

最初に損亡を「度々申上」に及ぶとあるように、この年は日焼（干損）で作物はさんごんの出来で、百姓らは一〇月一四日以前から度々損免願いを出していた。それに対応して代官の下向・視察があり、平年の三分二の損耗を要望したが受け入れられず、せめて半損と

言いたいが少し弁えて三分一の損耗にしてもよいが、

そうであれば当然に「御ふち」（扶持、扶助・たすけ）が出されるべきであるとしている。

この申状でも損免は認められなかったようで、再度同月二四日にも申し入れをした。

畏申入候

抑損亡之事、及度々注進仕候、惣庄之事ハ、三分一損分御免も候者、少事入立をも仕、沙汰仕かね候者、少ハ未進于も申候ハんすれ共、惣庄四分一御免于て候間、於一院谷于候ても、法師丸より下ハ、毛之上于て御け^{（んミ候）}者捨田大略あるへく候、法師丸より下をハ、半損于御免あるへく候、是は惣なミハ不申候、谷于ても里より物如此申候、当年之事ハ、事外于損之処を、惣庄四分一なんと、うけ給「^{（んミ候）}」へ御ふちも候ハてハ、御公事等申尽述計、始終之損行、御下地も可荒候、此旨能々御定候て、御下向候へく候、田舎于てとかく御代官と申候へハ、事延引不道行候、能々御ひろう候て、御文下候ハ、畏入候、

古川方

道 幸（略押）

十月廿四日

池本大夫（略押）

左 近（略押）

兵衛二郎（花押）

公文所殿

これによると、結局庄全体で四分一の損耗として、一院谷の法師丸より下は「毛之上にて御けんみ」をすれば年貢納入が不能の田もあるので半損にしていただきたい、また当年はこのほか不作なので「惣庄四分一」の損耗を認めてくれれば受け入れるとし、代官よりも公文所からの下向と下文を求めている。「御ふち」がなければ公事も勤めがたいし、また下地も荒らすことになるであろうと損免の必要性を強調して、損免分の比率をよく定めてから下向されたいとも述べている。この際の検見は「毛之上にて」「御けんミ」とあるように、作柄の調査であった。同様の事例は、大山庄に限らず一般的であった。この要求に従って内検は領主側が行った。

第三に、近世の毛見・検見との關係を考えるとすれば、内検つまり「臨時の檢注」の内実を確かめる必要がある。内検は、損耗時ではあるが直接に作柄の調査を目的としており、その結果で当該年の年貢額が決められていた。文安元年の大山庄の申状には、損耗の度合いを惣庄四分一「毛之上にて……捨田大略あるへく候」と記されているが、これは立毛を見るだけでも損耗が明らかであったことを示しているといえよう。また「毛之上にて」「けんミ」から推測すれば、このときの検見は立毛ばかりを見分ける「毛見」で、坪刈・春法・升つきを伴う検見ではなかったと考えられる。

当時でも村方・名主・による作柄の調査はあった。明徳四年（一三九三）、高野山領近木庄では、損耗のため当年の年貢は「半分」と注進したが、実際に「内見」をすると三分一程度であったと訂正している。⁽²⁶⁾

御不審為晴申、重起請文進上仕候、先立注進仕て候しごとく、近木庄之御年貢半分とハ承候へとも、能々内見を仕て候へハ、三分一余候、公事錢ハ三分二余にて候程ニ、御年貢之注進状之奥ニ、起請

文をかき進候し、其上年々之荒田之分、去年まで三十一町五反大卅歩ハ不作にて候程ニ、此分之所当米公事錢等なく候間、半分までハ所当米候ハす候、(中略) 仍起請文之状如件、

明徳四年二月廿八日

宣順(花押)

この事例によると、この起請文以前に損耗の度合いを年貢半分と注進していたが、実際に「内見」をする⁽²⁷⁾と、損耗分の年貢は三分一余り、公事錢は三分二余りであった。そのうえ年々の荒田不作分が三一丁五反もあつて、これに相応した米・公事もなく、所当米も半分までではないであろうと記している。

これも不作の注進、内検の要求とその実施があり、それによつて損耗の度合いが変更されたことを示す事例である。ここでの「内見」は実収の確認のために行われたと見られるが、毛見なのか検見なのかは明確ではない。また「内検」が「内見」と表示されている点に注目しておきたい。⁽²⁸⁾

大山庄の事例でも確かめられるように、内検(臨時の檢注)は損耗のあつた年次に名主・百姓・耕作人ら

から荘園領主に要求して、作柄の調査を要求し実施された。『国史大辞典』はこれが近世の検見制に相当するとある。しかし毛見・坪刈・升つきによる収量の確認があつたか不明であり、毛見だけの作柄調査であつた可能性が高いので、近世検見制との同一視は疑問である。

二 中世内検と実施手順

これまでの諸研究によると、中世までの内検は定額年貢を前提とした損耗部分の減免のための収穫量調査と確定の方法であり、作柄の調査による実収量つまり「有目」の確認がその目的であつた。⁽²⁷⁾この点は近世の検見と同じ意味合いであり、相違している点といえば、損耗時のみの作柄査検として設定されていた点にある。

その際、第一に在方の名主や耕作人から損耗による減免要求、第二に領主側の検注使の派遣、第三に内検の実施と減免額の決定、という手順がとられた。これ

は地下請の場合も直納の場合も基本的に同様である。これらを史料によりながら改めて確かめておきたい。

第一に、内検の要求は名主・百姓から出され、損耗の作柄調査として実施された。地下請ではない場合の内検は名主・百姓から直接領主側に損免要求を要請している。東寺領矢野庄では、文和二年（一三五三）に大損亡があり、名主・百姓らは同年一月に二度「^(野カ)庄地下申状」「名主百姓申状」という歎願書を差し出した。⁽²⁸⁾これによって四〇石の年貢のうち五石の免除が認められているが、「名主百姓申状」には減免の代わりに、歎願に疑念を抱いた東寺側がこれ以後毎年の内検の実施を条件としている。

東寺御領矢野御庄例名西御方名主百姓^(等中カ)、欲早被垂撫育哀隣、先度注進旨、重^(任職カ)慰愁吟損亡間事

右損亡之次第、兩度委細言上事舊畢、而當^(年カ)損亡者、不限當庄過法之間、不顧高命、依難^(成カ)安堵、重々所令言上候、且可有御高察候、且代^(官カ)以起請^(審カ)文令注進損亡田之上者、不可被胎御不^(審カ)損亡田分

米者四十石余也、今所下給御免者□五石也、不及支配候之間、百姓等失為方候、如此損□年依歎申、

以奸曲申入歎之由被思食候之□、□於後々年者、

任先規被遂毎年内檢候、然者早□重御沙汰、且所令注進、於損亡田者悉被弃置□任注進田藪下賜損米、彌為仰御憲注之責、仍重言上如件、

文和二年十一月日

東寺側は「以奸曲申入歎之由被思食候」と記しているように、名主・百姓らの二度の歎願が損耗の事実に基づくかどうか確証がなかったようである。そのため「於後々年者、任先規被遂毎年内檢候」と記すように、この年以後は在地からの歎願に従うだけでなく、毎年の内檢実施を確認している。

矢野庄の場合も損亡時の年貢減免は在地からの歎願を認定する形式をとる。しかも先規に任せて毎年内檢を遂げられ候とあるように、文和二年以後在地での作柄評価による年貢額の決定が行われたと見られる。文和二年までは臨時の檢注を要望のままに実施していたが、在地の査定に疑念が生じていたために、毎年の荘

園領主（東寺側）による内檢の実施が持ち出されたと見えよう。

同様に、文和三年八月四日付けの東寺領上桂庄の評定記録では「水損見知」が確かめられる。これは水損の実檢として八月四日の評定記録の第一条に書き留められている。

一上桂庄水損見知事、被差下明眞并預所、相共加見知、任實正、載起請之詞可注進之由、可被仰預所方矣、

見知は檢知・檢地と同じ意味合いに用いられ、文脈から見る限り、ここでは水損部分の作柄調査、損耗を受けた田畑の調査、内檢・檢見の意味である。その見知に派遣された檢使役が明眞・預所であり、その見知の結果の注進が預所方に指示されている。この記録はこの時期の檢地が後の近世の檢地とは異なり、いわゆる檢注と区別された内檢と同じ意味合いであったことを示す事例でもあるが、ここでは損耗に伴う内檢の要請が在所から出され、それに荘園領主が対応した点に注目しておきたい。

第二に、内検には、名主・百姓の要請に従つて領主側の役人（検使・検注使）派遣があつた。これは『国史大辞典』でも指摘されており、また東寺領大山庄や上桂庄の事例でも役人の下向などが確かめられるので、これ以上は触れない。

近世検見制の成立過程・系譜との関連からすれば、中世内検の検討で重要な点は、第三の内検の実施手順、仕法、減免額の決定の問題である。ここでは近世検見が領主の検見と百姓・村の検見として一体化する過程を探る前提として、いくつかの事例によりながら中世内検の実施手順を中心に整理しておきたい。

高野山領隅田南庄には、明徳三年（一三九二）五月と六月に出された年貢等の下司請と下司請所改替に関する記録が残る。³⁰これは地下請から直納への切り替え時に実施された内検の事例である。隅田南庄の地下請は正平九年（一三五四）から下司請の形式で始まり、下司・沙汰人による管理が明徳三年まで継続されていた。定額の請負年貢は米二〇石、夏麦三貫文であつたが、未進や請負額に満たない納入年次が続き有名無実

化していた。このためこの年五月に高野山供僧と沙汰所・下司貞範との間に評定が持たれ、六月には請所の改替（変更）があつた。地下請から直納への転換で、その際に庄園内の内検があり、「有目」のままでの支配が確認された事例である。明徳三年六月の百姓申状を掲げる。³¹

契約 隅田南庄供僧下司請所改替之事

一 当庄御年貢、自正平九年以来、毎年式拾石雖請所申、始中終以拾八石為極、以下者十二三石分際、有名無実之條、以外不調、年々未進及百八十五石余之間、今度令改替之処、沙汰所御口入依難去、如元米式拾石、夏麦參貫文令治定畢、雖然式貫之外者、難義之趣堅辭退之上者、所詮始自此表、如先度（五月廿七日）評定、於自今以後者夏秋共令停止請所之儀可直納事、一下司語供僧中、易色易篇、請所之儀雖望申、就是非不可有取統披露、若猶有披露者、可為沙汰人罪科事、

一所務之時者、年行事一人、器用之躰一人、毎度

二人有下向、遂内檢、任有目、可有支配事、

右以前條々、全年貢為勤御願、衆中一同所定所定置也、雖為一事、得語不可令違失、若此條存私曲、令違配^(書)之輩出来者、

奉始 梵天帝尺四天王、惣日本国中大小諸神、殊別丹生高野両大明神、十二王子、百二十伴、高祖大師遍照金剛御治罰於蒙違犯身上、現當二世不可有冥加之状如件、

明徳三年壬申六月 日

ここには定額請負年貢の開始が正平九年で、毎年二〇石であつたことが確認されている。ところが明徳三年に至るまで納入額は毎年多くても一八石、少ないと一二、三石で有名無実化し、地下請三八年間の未進額は一八五石余に上つていた。そのため請所の取り決めを替えようとしたが、沙汰所御口入（仲介人・取扱人）が拒否したので、やむなく元のように二〇石と夏麦三貫文で契約した。しかし夏麦については請所が二貫文より以上は納入できないとの意向を示したので、五月二七日に評定をして「夏秋」ともに請所をやめて

直納するように改めたとしている。

その内檢方式は、「所務之時者、年行事一人、器用之躰一人、毎度二人有下向、遂内檢、任有目、可有支配事」の部分に示される。これによると、年貢納入の際には「有目」確認の内檢が実施され、それが領主側から派遣された年行事と調査の熟練者「器用之躰」によつて遂行される方式となつた。「毎度」必ずこの二人の「下向」があつた。内檢は「遂内檢、任有目、可有支配事」と明記されるように、具体的に確認された耕作状況に応じた支配のために行われた。器用の者とは、後の近世では「地方巧者」^(註)などと呼ばれる者とみられるが、在方を熟知し、調査に熟達した者を意味するのであろう。

この記録によると、年々の作柄の調査が、地下請の場合は現地請負人（隅田南庄では下司貞範）に一任され庄園領主は介入せず、年々の作柄判定も地下請負人の宰領であつたことを示している。請負人からすれば、契約の定額年貢を納入すれば在方の収穫分の取得は思惑のままであつたといえよう。そのために作柄を不作

と判定すれば、定額年貢が請負額に満たなくてもその十分な言い訳になったと考えられる。隅田南庄の直納と内検の導入は、本所側が請負人の恣意を嫌い自ら作柄の判定を行おうとしたことを示している。

また内検では、内検の実施が決定した耕地は名主・作人の勝手な介入を排除し、名主・耕作人の立会を必要条件としていた。これは近世検見制では領主・庄屋・地主（百姓）らの立会が必須条件となったが、その系譜を示すと考えられる事実である。応永七年（一四〇〇）の『高野山文書』集会評定の記事には、高野山領相賀庄における同年卯月（四月）二三日の夏麦内検、五月九日の畠内検、五月一五日の島畠内検の実施が確かめられ、耕作人の排除と立会の事例がみられる。³³⁾ このうち卯月二三日の夏麦内検の記事は、評定記録集の「応永七年卯月廿三日、相賀供僧御評定云」と題された評定記録の第二条に記される。³⁴⁾

一 生地島并向副之河島夏麦事、可有内検上者、作人麦三不可相綺之由、同公文方へ可有御下文事、これは相賀庄生地島と河島の夏麦内検を公文方へ通

達した記録である。記録からは内検が荘園領主側の主導で行われたことと、荘官公文を通じてこの旨が在所へ伝えられていた。この年、特に損耗はなく名主・耕作人からの要求による内検ではない。内検は恒例で高野山側の意向であつたとみられる。この記事の「可有内検上者、作人麦三不可相綺之由、同公文方へ可有御下文事」の部分に、内検実施まで作人には麦をさわらせないように指示されており、名主・作人の介入を制限していたことが確かめられる。

五月九日の畠内検の記事は、同様に「応永七年卯月廿三日、相賀南庄御供僧集會御評定云」と題された第四条に見られ、相賀南庄の島の畠内検の実施の条件が示されている。³⁵⁾

一 島畠内検之時、百姓等無出對於在所者、作毛ヲカリ可取之由、可有伊王寺へ下知事、

これは百姓等が出対しない在所では作毛を刈り取るべきであるという評定の決定を下知した記録である。

「出對」（立ち会い）の有無を作毛刈り取りの条件にしているように、内検の百姓立会も既定で、その必要条

件であつたことを示している。

また近世の検見制の成立過程との関連からすれば、

高野山領紀伊志富庄の記録にみえる毛見の訴訟と損亡乞いの停止という事例は、名主・百姓の要請による検見から領主主導の検見への変化として重要な事実であるろう。

高野山領では、明德から応永にかけて地下請を直納に改替する事例が多い。しかも名主・百姓からの損免乞いと内検・検見の要求を退ける方向もあり、中世の内検方式の変化の一つとみることができる。紀伊志富庄に対する明德四年（一三九三）の評定下文案は毛見訴訟と損亡乞いの停止を通過した事例である。下文案は同年八月五日に志富庄の番頭・百姓等宛に會行事教尊から出されている。³⁶

當庄年貢之事、上中下三品二分て、免夏麦、致評定所當米之処、毛見の事を訴訟申、損亡をこう事、於向後一切可被停止者也、本号を定に無沙汰者、可為罪科、就中所當納之時、食物を訴訟申事不可然、作人等直納之時者、食物無下行候條、百姓等

存知上者、就是非、不可有訴訟之由、御評定所候也、仍執達如件、

八月五日

志富田庄番頭百姓等中

會行事教尊

高野山ではこの年の志富庄の年貢・麦に関する評定を行い、年貢の「上中下三品二分て」の納入と夏麦の免除を決め、會行事教尊を通じて在所に伝達した。その際に当該年の米方については「毛見の事を訴訟申、損亡をこう事、於向後一切可被停止者也」とあり、毛見訴訟・損亡乞いは今後一切停止し、違反者は処罰される旨を伝えている。また「上中下三品」に分けた年貢上納は、強いていえば、近世検見制の坪刈・升つきにつながる実収の確認方法が出来上がっていたとみてよい記事である。

高野山領では、さきに見たように、この前年隅田南庄の年貢が地下請から百姓直納に替えられており、志富庄でも「作人等直納之時者」とあるように直納となっていた。またこれは毛見の訴訟・損亡乞いの停止、また直納の際は食物下行がないなど、地下請の停止と

下作人直納に伴う方式の徹底が図られた下文案ともいえる。

このように、中世の内検（臨時の檢注）はたしかに損耗時の作柄査檢とそれに従った減免額（減免年貢高）の確定であった。それも名主・百姓・耕作人らの減免要求に応える形で、領主と名主・百姓の立会のもとで実施されていた。この場合、内檢実施の發言権は名主・百姓・耕作人の方にあり、その観点からみれば、中世内檢の主導権は名主・百姓ら在所にあつたとみるべきであろう。それが損耗による作柄調査の繰り返しを経験することで、内檢が領主側により効率的な年貢算定と徴収の方式であると知覚されるようになり、文和二年の東寺領矢野庄の事例のように、損免の認可に毎年の内檢実施を条件とするようになっていったといえよう。

三 中世内檢の施行主体について むすびにかえて

近世檢見制の見方からすれば、毎年作柄査檢、領主側と百姓・村の立会、損耗に応じた所持高（村高）からの差引、また作柄査檢に当たると「器用之者」（熟知・熟練者）の必要などは豊臣政權以来の領主・百姓双方の了解事項であつたといふべきであろう。これらは内檢の際には慣例として出来上がつていた。それが次第に損耗時だけの作柄査檢ではなく、東寺領矢野庄の事例にみられるように、毎年内檢つまり毛見・檢見に変化しつゝあつたとみられる。問題は、中世内檢が損耗時のみの限定された作柄査定ではなく、平常時の年貢算定・徴収の方法となつていく過程の解明である。

言い換えれば内檢要求の主体が名主・百姓から領主（守護大名、戦国大名、国人領主など）への変化があつたことを示している。もちろん中世内檢の実施主体は本所（莊園領主ら）である。それを求めた主体は在

所の名主・百姓らであるが、本所側が在方の要求に受動的に内検を実施するのではなく、平常時でも能動的に実施するに至る経緯・時期の解明が重要である。その確定は難しいが、高野山領の隅田南庄や志富庄、および東寺矢野庄の事例からみると、損耗や地下請から直納への改替などを契機に文和年間から明德・応永期（二三五〇～一四〇〇）にかけて進行していたと推測される。

以下、むすびにかえて、中世内検から近世検見制への継承・展開を展望しておきたい。

さきにもたように、内検と同じ意味合いで検見という名称も用いられていた。その事例は応永八年（一四〇一）八月一九日付けの東寺領備中新見庄の「新見百姓申状」に見られる。これは新見庄領家職方御寺分の百姓等が大洪水・大風雨による大損の検証と減免を求めて、「当毛」と「下地」の検見を歎願した申状である。

備中国新見庄領家御方寺家御分百姓等謹言上、抑去五月両三度之大洪水ニ、當毛令朽損候之間、此

内検と毛見・内見・検見

子細當御代官方歎申候最中、重又去月廿三四日之大風雨、近国平均之大損候、殊當庄者不限當毛、下地等少々令流失候、仍地頭方半濟方既及御検見候上者、御寺領分可為同前旨、上使并御代官御方雖歎申候、於于田舎不可相計之由堅被仰候之間、態以飛脚令言上候、然早御百姓等安堵仕候様、御代官方へ被仰下候者、可畏入存候、將又年々地下未進之由、度々御催促之條驚人存候、曾以御百姓中、少事于ても候へ不未進仕候、若此子細等奸曲申候者、當庄五社大明神御罰各々可蒙罷候、以此旨可預御披露候、恐惶敬白、

（応永八年）

八月十九日 源 八（花押）

秋 末（花押）

進上 高井殿 安 宗（花押）

新見庄では、この年五月に二、三度の大洪水と七月二、三、二四日には大風雨があり、当年の作毛だけでなく土地もいくらか流失して、近国一帯が大損毛となった。このため新見庄の地頭領では年貢は半濟、検見も

実施されて減免と成っているので、東寺領分でも地頭方と同様にしてほしい旨を歎願していたが、田舎ではどうしようもなく、飛脚をもつて言上したと記されている。源八ら三人は在所の百姓で、高井とは東寺の京都在住の役人と見られる。このなかで、百姓等は年々の未進とその催促に驚いていと述べ、未進はかつて少しもないと反論している。ここでの検見は明らかに損耗時の作柄査検の意味で、「臨時の内検」と同じ施行方法である。

ここで注目したい点は、損耗時の作柄の調査が在郷百姓等の要請、上使・代官の見分は当然として、それ以外にすでに「地頭方」「半濟方」での検見実施と損免の決定を理由に上げていることである。これは地頭方・半濟方では、東寺領分に関係なく独自に検見が実施され、年貢額が決定されていたことを示し、また地頭方・半濟方の検見が極めて一般的に、しかも名主・百姓・耕作人らの要請にかかわらず実施されていたことを推測させる。

この点は、応永八年の高野山領相賀庄の畠方内検の

事例でみられるように、年貢額決定の作柄の調査が平常時でもあったことを示している。またこれよりさき東寺領矢野庄の文和二年の事例では損耗時の内検を同年以後の毎年の内検を条件に認可していたこと、さらには明徳三年の高野山領志富庄の事例は損耗時の「毛見の訴訟」を停止していることなど、毎年の年貢額決定に内検を用いることが一般的になりつつあったと考えられる。

この変化の要因は、応永八年東寺領新見庄の事例に見られるような地頭領での内検のあり方であろう。高野山領隅田南庄の明徳三年（一三九二）年貢等の下司請と下司請所改替の記録では、内検は直納になると同時に「所務之時者、年行事一人、器用之躰一人、毎度二人有下向」と制度化された。地下請が登場する前は（それは隅田南庄では正平九年以前となるが）、どの庄園においても作柄そのもの調査は損耗時の内検（臨時の検注）の場合だけであり、その際には役人の派遣があった。地下請の成立以後では年貢請負人が荘園領主の意向に関わりなく在所の内検を行っていたことを示

している。隅田庄の事例は、地下請がさらに直納に切り替えられた際に、地下請時の内検を制度化した事例とみることができると。

年貢請負人は在地領主であり、いわゆる加地子得分の取得者でもあるから、定額の請負年貢を納入する以上の收穫量を確かめる必要があつた。そのためには年々の内検は不可欠であつたとみられる。さきに見た明德四年（一三九三）の高野山領近木庄のように、最初損耗による年貢は「半分」と注進していたが、「内見」をすると三分一程度であつたと訂正した事例は、在地では莊園領主に無関係に在地領主・名主・百姓等による恒常的な内検が実施されていたことを示している。

この事態は一五世紀に入ると、永享六年（一四三四）の醍醐寺報恩院領の内検帳にみられるように、内検後の本所分年貢高と加地子分の損耗分と得分が明解に区分されて表示されるようになっていた。その冒頭部分を掲げる。

注進 報恩院田内検帳事

内検と毛見・内見・検見

合

一	東院田			
	馬ハキ			
	一段小四十步	本所七斗		
	西ウラ	加地子一石七斗内	イ三斗	右馬二郎
	一反	本所一石	イ石四斗	
	アイハ	加地子七斗内	イ四斗五升	丹後介
	半	本所	イ七斗五升	實阿三
		加地子一石五升内	イ七斗	

報恩院領ではこの年の年貢米は九二石七斗五升九合であつた。本所分は請負年貢であつたとみられるので、各筆ごとの本所分に関しては内検後の損分は明示されていないが、加地子分は得分と損分が区分されている。本所分の損分がないことは、内検本来の目的から推測すればこの年は損耗年ではなかつたと考えられる。たとえば右馬二郎の「馬ハキ」の田地は本所分と加地子分を合わせると二石四斗の収量があつたことになるが、年貢米は本所分の七斗だけであり、加地子分一石七斗は自らの取得分であつた。この加地子分だけが損分と得分に分けて記載されている。

これは損耗年でなくても在所の加地子分の作柄は毎年調査されていたことを示しているといえよう。それは本所が検注を行ったとしても、必ずしも在所名直ら

の加地子分を的確に把握していたとはいえないからである。永正一二年（一五一六）の久我家領久我庄の田数加地子米の記録には、庄内の名と反別および本役・加地子分が書き上げられているが、内検の地の加地子分が不明であるとする注釈が見える。該当部分を掲げる。⁽³⁹⁾

一 樋爪田数事

合式町八段 是者内検之地也、加地子分者、此方不存知候

此本役十七石三斗五升

一 上野菱川田数事

合式町 是者内検之地也、加地子分者、此方不存知候

此本役拾六石

ここには田数とその本役は明記されているが、加地子分は存知しないと記されている。久我家は本所であったが自らの莊園の内情を正確には把握しておらず、名主・百姓らの加地子分には本所年貢米が納入されているかぎり、表面上無関心であったか、介入できなかつたことを示している。

これらの事例を参考にすると、本所年貢は検注から

次の検注まで定額であったから、加地子取得者はより多くの加地子得分の取得のために、当然に加地子分田地の収量を高め、また作況・収量の正確な把握が必要と考えるであろう。地頭分はもちろん加地子分の田地で毎年の内検が必要であった要因である。

以上の事例は、近世検見制の仕法の観点からみれば、本所分の内検とは別に加地子分での内検は、近世の百姓・村が領主の検見の前に行った検見、つまり内見につながる作柄の調査といえよう。問題は中世の領主層が自らの内検を恒常化し、在方の内検を組み込んだ内検（つまり近世検見）としていったか、その過程の解明であろう。詳細な分析と検討が必要であるが、本稿ではこの点を指摘するにとどめておく。

註

(一)米が「租」(年貢、貢租、年貢米)の中核に位置づけられて以後、その作柄の査検は賦課・徴収者にとつても納入者にとつても最大の関心事であったはずであり、それゆえにこそそれぞれの政治支配関係・社会経済構造を解明する重要な要因であったはずである。しかし租税関係の研究も、作柄確定の仕法である「毛見」

(検見)の研究も意外にも絶対的に多いとはいえない。特に検見とその仕法は収穫量(米)の確定に絶対に必要な方法であるが、古代以来の徴租法や毛見(検見)の「歴史」を整理した研究も研究史も少ない。『国史大辞典』(吉川弘文館)ほか日本史・日本経済史・社会経済史など参照。

(2) 藤木久志「統一政権の成立」(『岩波講座日本歴史』9 近世、一九七五)、五九頁参照。

(3) 中村吉治「近世初期農政史研究」(一九三八)以来の一般のなとらえ方。二公一民については、損免規定であるとする三鬼清一郎氏の見解がある。同氏「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座日本歴史』9 近世1、一九七五)参照。筆者は損免規定とだけ規定することには疑問を持っている。なお検見制の規定については拙稿「幕藩制的徴租法の成立過程―畝引検見制の歴史的位置―」(『歴史評論』三六九号、一九八二)参照。

(4) 一九八〇年代以降の研究史には貢租や徴租法に関する研究整理はほとんどない。また最近の『日本史講座』(歴史学研究会・日本史研究会)ほかの講座類をみても徴租法関係の項目や関連論文はほとんどない。貢租研究が政治史中心の研究動向にそぐわないのか、絶対的に少ないことは否定できない。いわゆる近世領主制の支配が百姓への年貢米や諸役の賦課・徴収関係を基軸とすることから考えても、不思議な事態ではある。

(5) 『国史大辞典』(吉川弘文館)参照。後述参照。中世の内検は「臨時の検注」として、「検注」の項目で解説

されている。

(6) 前掲拙稿(『歴史評論』三六九号)および拙稿「色取検見の「語義」と施行時期について」(『地方史研究』一六六号、一九八〇)参照。なお近世の地方書ではこの区別は一般的な理解であった。

(7) 『辻六郎左衛門上書』(『日本経済大典』第十一)、二四六～二四七頁。なお辻六郎左衛門は幕府勘定所役人から代官となった人物。

(8) 大石久敬「地方凡例録」(上、近藤出版社、一四三頁。

(9) 前掲「辻六郎左衛門上書」、二四六頁。田一步とは一間四方の面積であるが、豊臣政権の下では、一間は六尺三寸、徳川政権の下では六尺であったから、その広さには相違がある。

(10) 前掲「地方凡例録」、上、一五〇～七頁。

(11) 三木量平「経國本義」(『日本経済大典』第二十六)、四〇七頁。

(12) 『国語大辞典』(小学館)。「田畑の各筆の上・中・下の等級を決めて、一村の収穫高を算出し、これと高とを比べて田租の割合を決めること」とある。

(13) 前掲「地方凡例録」上、一四三頁。

(14) 秋田十七郎「算法地方大成」卷之二「検見取箇付の事」。

(15) 前掲「地方凡例録」上、一四五頁。

(16) 『国史大辞典』(第 卷、吉川弘文館)。なお『日本史大辞典』(平凡社)、『日本経済史辞典』(日本経済史研究所編)も参照。なお『国史大辞典』と同様の規定は

すでに『日本經濟史辭典』が「検見制度の起原及沿革」と題して、一九四〇年に解説している。同辭典では検見による納入の事例を「乗福寺文書」の文明一二年（一四八〇）の条、「妙興寺文書」の永正一二年（一五一五）の条に求めているが、検見による上納が一般的になつた根拠については述べられていない。他の事例をみると、一四世紀末期以降にはすでに一般的であつたようにみえる。

- (17) 正検の実施とそれに基づく年貢額の固定は、たしかに年季を定めて年貢米を固定して徴収する定免制と同じとみることもできるが、正検が領主一代一度の場合も多かつたので、年季を定めて定額の年貢米を徴収する定免制とは相違している。また定免制は徴租法であり、耕地・分米・耕作人の確認を目的とする検注ではない。
- (18) 『大日本史料』第七篇之一、八五一頁
- (19) 『大日本史料』第六篇之二十一、六三四頁、六五七。
- (20) 『国史大辭典』『日本史大事典』などでも同様の指摘がされている。

- (21) 『阿蘇文書』『大日本史料』第七編之一、一一八頁
- (22) 『大日本史料』第七篇之一、一一七〜一二〇頁。

- (23) 『大日本古文書』家分け第十、東寺文書之二「丹波大山莊地下人申状」、一八五〜六。傍注原文。以下同。

- (24) 『大日本古文書』家分け第十、東寺文書之二「丹波大山莊地下人申状」、一八六〜七頁。

- (25) 『大日本史料』第七編之一、「高野山文書」、四二五頁。
- (26) 内検も内見も基本的な意味合いは「内々見分」である。

これは本所の内検とは別に在所で行つた調査の意味合いが強い用い方である。

- (27) 『高野山文書』『大日本史料』第七編之一、一〇八〜一〇九頁。

- (28) 『大日本史料』第六編之十八、文和二年（一三五三）一月（矢野力）「□□庄地下申状」および「名主百姓申状」

- （東寺百合文書）、六四七頁。なお傍注は原文のまま。
- (29) 『大日本史料』第六編之十九、「東寺百合文書」上桂庄水損檢知事、四九三頁。

- (30) 『高野山文書』『大日本史料』第七編之一、一〇八〜一〇九頁。

- (31) 同、「隅田南庄下司請文」（『高野山文書』）五月の下司請文は、隅田南庄の下司貞範が毎年年貢米二〇石の納入を請け負つていたことと、それを評議のうえで改め確認した請負証文の形式をとる。請負年貢は米と夏麦三貫文であつたことが確かめられる。「請申 隅田南庄御年貢等事」では請所継続と、その条件は年貢運送が毎年一月中旬、年貢・夏麦の未進や遅れがあれば請所の取り消しがあり、すべて直納となることであつた。六月の申し状は、「沙汰所（悉地院）、御口入、並上田依競望申」という文言に符合し、貞範の御口入を利用した請所継続の画策を示している。

- (32) 『地方凡例録』上、一四四頁。
- (33) 応永七年（一四〇〇）「相賀供僧御辭定」（『高野山文書』、『大日本史料』第七編之四、八一五頁。

- (34) 応永七年「高野山文書」集會評定「卯月（四月）二三

日記事、五月九日の畠内検、五月一五日の島畠内検、

『大日本史料』第七編之四、八一五〜八一七頁。

(35) 応永七年『高野山文書』集會評定「卯月（四月）二三

日記事、五月九日の畠内検、五月一五日の島畠内検、

『大日本史料』第七編之四、八一五〜八一七頁。

(36) 「高野山文書」志富庄『大日本史料』第七編之一、四

二七〜八頁

(37) 「東寺百合文書」『大日本史料』第七編之五、二七八

〜九頁。

(38) 醍醐寺文書之七、『大日本古文書』家わけ第十九、一

三三〜三四頁。

(39) 「久我文書」『大日本史料』第九編之五、八八五〜六頁。

